

# JIS

ゴム用カーボンブラック—共通事項—  
第1部：試料採取方法

JIS K 6216-1 : 2001

(ISO 1124 : 1988)

(JRMA/JSA)

平成13年11月20日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、日本ゴム工業会(JRMA)/財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。これによってJIS K 6217 : 1997は廃止され、一部がこの規格に置き換えられる。

今回の制定は、日本工業規格を国際規格に整合させるために、ISO 1124 : 1988, Rubber compounding ingredients—Carbon black shipment sampling proceduresを基礎として用いた。

JIS K 6216の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS K 6216-1 第1部：試料採取方法

JIS K 6216-2 第2部：検定用標準カーボンブラック

---

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 13. 11. 20

官報公示：平成 13. 11. 20

原案作成者：日本ゴム工業会（〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目5-26 東部ビル TEL 03-3408-7101）

財団法人 日本規格協会（〒107-8440 東京都港区赤坂4丁目1-24 TEL 03-5770-1573）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 杉浦 賢）

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会（委員長 宮入 裕夫）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

ゴム用カーボンブラック— K 6216-1 : 2001  
共通事項—第1部：試料採取方法 (ISO 1124 : 1988)

Carbon black for rubber industry—General matters—  
Part 1 : Carbon black shipment sampling procedures

**序文** この規格は、1988年に第3版として発行されたISO 1124, Rubber compounding ingredients—Carbon black shipment sampling proceduresを翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

**1. 適用範囲** この規格は、ゴム用カーボンブラック(以下、カーボンブラックという。)のバルク輸送品、セミバルク輸送品及び袋詰包装品の試料採取方法について規定する。

**備考** この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21に基づき、IDT(一致している)、MOD(修正している)、NEQ(同等でない)とする。

ISO 1124 : 1988 Rubber compounding ingredients—Carbon black shipment sampling procedures (IDT)

**2. 定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次による。

- a) **バルク (bulk)** カーボンブラックが2 000 kg以上入ったコンテナで供給される製品。
- b) **セミバルク (semi-bulk)** カーボンブラックが50 kgを超え、2 000 kg未満入ったコンテナで供給される製品。
- c) **袋詰包装品 (packages)** カーボンブラックが50 kg以下の袋詰で供給される製品。

**3. 器具及び装置**

**3.1 試料分割器 (sample splitter)** 一段式でリップル(riffle)型であるもの。これに試料を通すことによって、試料の均一化を図る。リップルサンプラーともいう。

**3.2 試料採取チューブ** 先端を斜めに切断した直径25 mm以上の開放状態の管と、シールリップで構成されている。この管を包装袋に挿入し、包装袋の中心部からカーボンブラックの試料を採取する(図1参照)。